

別記様式

		担当課	国保年金課
会議の名称	令和6年度 第2回鴻巣市国民健康保険運営協議会		
開催日	令和6年10月3日(木)		
開催時間	午後1時20分 開会 ・ 午後2時30分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所1001会議室		
議長(委員長・会長)氏名	議長(会長) 金子宮司		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子宮司、瀬山久江、武井栄、竹内茂雄、谷渕和子、峯岸幸子、轟容子、高橋克行、山川泰利、藤木弘恵、杉祐紀、石井誠、水澤勉、大田祥子、近藤義春、水野稔、近藤友恵(17人)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	宮下拓実(1人)		
事務局職員職氏名	市民生活部長 関根則男、市民生活部副部長 武田昌行、国保年金課長 高橋亮介、国保年金課副参事 金子康信、国保年金課主査 金子正史、国保年金課主査 小櫃淑子、国保年金課主査 千葉郷司、国保年金課主任 野本祥太(8名)		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(0人)		
会議の内容	(議題) 令和7年度国民健康保険税率の改正について(諮問事項)		
	(決定事項など) 別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度保険税率の改正について ・ 税率改正案モデルケース別影響額 ・ 次第 ・ 席次表 ・ 参考資料(国保被保険者数、後期加入者数等を記載) 		

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

会議の内容	<p>(決定事項など)</p> <p>「令和7年度国民健康保険税率の改正」について並木市長から金子会長へ諮問書が手渡された。諮問を受け、税率改正案について、事務局から説明したところ、委員から次のような意見・質疑があった。</p> <p>《委員質疑》</p> <p>モデルケースの3はだいたい8000円ぐらいの増だが、最初の資料（令和7年度保険税率の改正について）に戻って、8000円の増額だが、だいたいこれであっているか。（モデルケース別影響額の資料について説明を求める）</p> <p>《事務局回答》</p> <p>モデルケースは、国保加入世帯の多いケースを四つ挙げている。令和6年度の税率と、改正案による税額の差額や伸び率等を示している。</p> <p>モデルケース1は、年金収入で単身世帯の方というケースで、本来は均等割が8000円上がるが、7割軽減のため実質的な負担増としては、2400円。</p> <p>モデルケース2は、所得がある若い世帯を想定。均等割がそのまま8000円上がってしまうことと、所得割も若干上がり、8600円上がるという計算。</p> <p>モデルケース3は、2人の年金収入世帯。想定した年金収入だと均等割額が5割軽減になるので、2人加入で本来なら8000円×2＝16000円増える世帯だが、5割軽減のため8000円均等割が増える。所得割もモデルケース2番と同じように少し増えて8600円増となる。</p> <p>モデルケース4は、自営業者や社会保険がない給与収入を得ている3人世帯。所得割均等割ともに上がり、24900円～25000円程度増になると見込まれている状況。</p> <p>《委員意見》</p> <p>到達すべき数値はあらかじめあるようだが、そこまで至る数字の組み立てはよくできていると思う。数字の出し方としてはいいのでは。</p> <p>《委員意見》</p> <p>国が根本的に見直してもらわないとむずかしい問題。市としてはよく考えてもらってありがたいことだと思う。約10000円上がると「えっ」と感じるが、一日数十円くらいかと思って納めたい。</p> <p>《委員質疑》</p> <p>以前の資料で示されたよりも引き上げる額が多くなっている。基金残高が減少しており、過去の附帯意見で負担を先送りすることがないように計画的に段階的に上げていくと載っていたことを受けて考えた改正案と思うが、8000円増額にした理由をもう一度聞きたい。</p> <p>《事務局回答》</p> <p>標準税率で計算した場合に入ってくる額との差額を基金で穴埋めしてきた。前年度の決算で収支の中で繰り越したお金を9月議会で1億1000万円補正予算を組ませてもらった。基金は年度当初に3000万円の残高があったので、それを合わせて1億4000万円来年度全て投入する計算。決算の黒字部分は取り組みを評価して国</p>
-------	--

からお金がもらえる部分であったりとか、特定健診でいうと、国と県と市でそれぞれ3分の1ずつ負担するということで、市負担の3分の1については、保険税でまかなえればいいが、保険税は全部納付金の方に回ってしまうので、その辺を、基金で補充してたというのが実情だ。

(事務局からの最初の説明では、「5000円上げた場合の不足額(標準税率で計算した場合の増税額との差)が令和6年度末基金残高とほぼ同額となってしまう、収納率が下がった場合や保健事業の市負担分の費用を考慮し、増額しないと基金残高がなくなってしまうと判断し8000円とした」となっている。)

《委員質疑》

自分が退職する前、職場の健康保険の担当していたが、国民健康保険の内容をあまり理解してなかったと感じる。退職するときに任意継続にするか国保に加入するか選択するとき、任意継続にする場合は今の健康保険料の倍額払うとか、国保の場合は、市町村にそれぞれ問い合わせくださいというアドバイスぐらいしかしなかったが、保険税は統一に向けて順次上がっていくこと等を伝えられればよかった。そのような情報を保険者間の連携ができればいいと思う。

また、基金が枯渇していくという計算上の仕組みがすごくよくわかって、5000円の増額だけでは危険だということもよくわかった。しかし、ここにいる私は説明を聞いてある程度は理解できるが、本当に保険税を納めるだけの人がそこまで理解できるのかというのが疑問がある。

《事務局回答》

退職して国民健康保険に入る方には、任意継続はしないのか必ず確認するようにしている。前回の答申にもしっかりとした周知、被保険者だけでなく市民全体にわかるように周知するように附帯意見をつけていただいているので、引き続き取り組んでいきたい。

《委員意見》

当健康保険組合では保険料率が上がってきている。組合員の皆様からいただいた保険料は、前期高齢者納付金として支払基金から国へ納め、国保へ配布されている。国民健康保険が健全に運営されないと、この前期高齢者納付金がどんどん増える。一番申し上げたいのは、国民健康保険の運営が我々組合、被用者保険運営の要になっている。

《委員意見》

地方職員共済組合でも、任意継続については、この国保の保険税率の準統一に向けて上がっていくということがわかっているため、任意継続をおすすめしている。共済組合では、会計年度任用職員が組合員になったことによって、医療費が急増しており、基金残高が減っている。産前産後のお祝い金等の給付金を縮小していくなど、医療費の急増が給付金の方に影響を与えている。